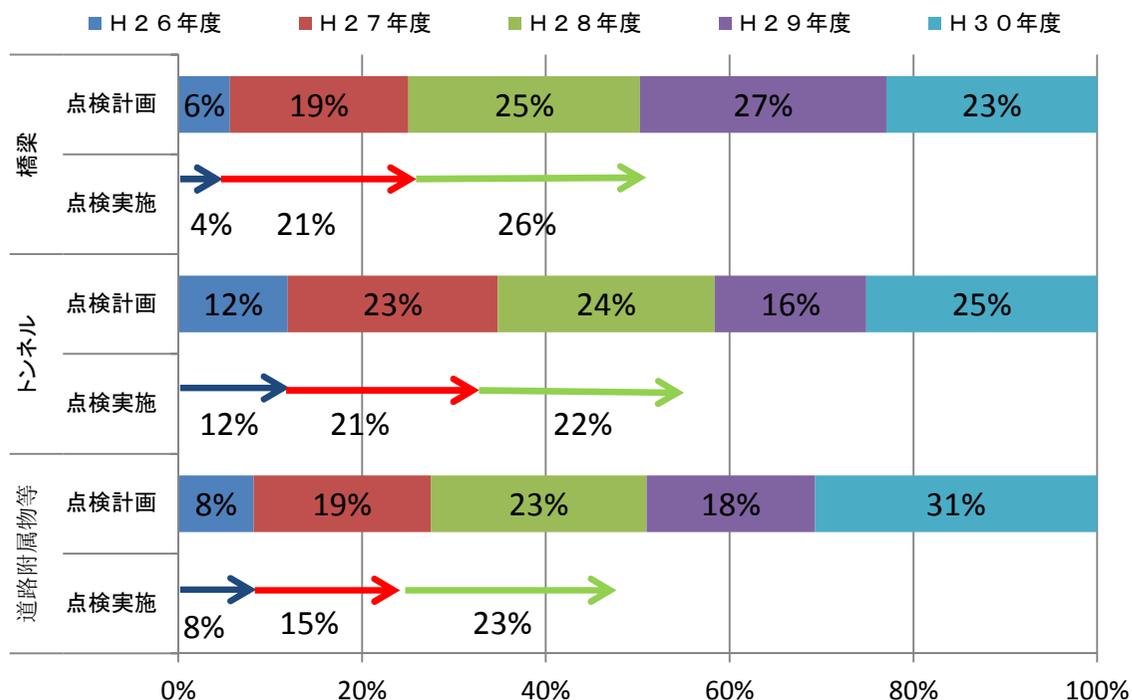


# 平成28年度点検の進捗状況（新潟県）

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は全ての橋梁・トンネル・道路附属物等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定
- 平成28年度までの点検実施率は、橋梁約51%、トンネル約55%、道路附属物等約46%
- 橋梁は概ね計画どおり進捗中であるが、トンネル、道路附属物等は計画を下回っている状況



道路施設	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (中段:H27) (下段:H28)	点検実施数 (上段:H26) (中段:H27) (下段:H28)	点検実施率
橋梁	23,242	1,302	1,017	51%
		4,505	4,808	
		5,842	5,963	
トンネル	409	47	48	55%
		90	86	
		93	92	
道路附属物等	1,451	117	121	46%
		276	222	
		336	337	

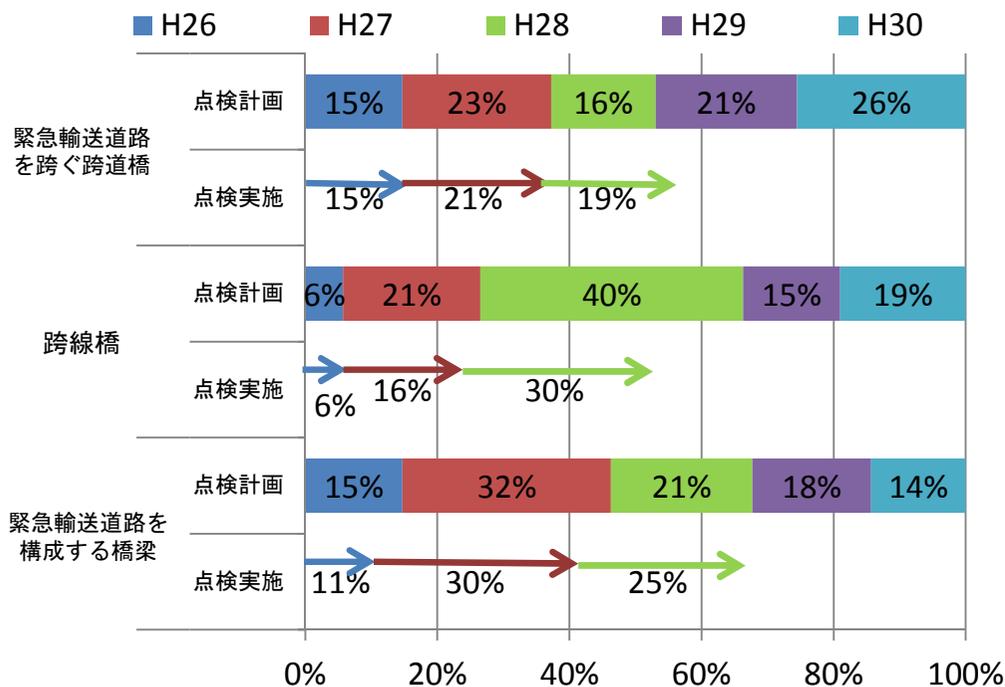
※平成29年6月時点  
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

管理者	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (中段:H27) (下段:H28)	点検実施数 (上段:H26) (中段:H27) (下段:H28)	点検実施率
国土交通省	1,658	145	144	54%
		355	337	
		388	420	
高速道路会社	1,087	223	224	58%
		172	175	
		238	235	
地方公共団体	20,497	934	649	50%
		3,978	4,296	
		5,216	5,308	
合計	23,242	1,302	1,017	51%
		4,505	4,808	
		5,842	5,963	

※平成29年6月時点  
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

# 橋梁点検の進捗状況（新潟県）

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約55%、跨線橋約52%、緊急輸送道路を構成する橋梁約66%。跨線橋の点検は計画に対して若干遅れている状況。
- 今後の点検計画が確実に実行できるように、鉄道事業者と調整を図る。



【平成28年度 最優先で点検すべき橋梁点検状況】

橋梁状況	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (中段:H27) (下段:H28)	点検実施数 (上段:H26) (中段:H27) (下段:H28)	点検実施率
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	356	53	53	55%
		81	75	
		57	69	
跨線橋	249	16	16	52%
		58	41	
		111	74	
緊急輸送道路構成橋梁	4,516	655	482	66%
		1,404	1,357	
		951	1,140	

※平成29年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合があります

## ■ 橋梁の点検方針 ■

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防、ならびに、路線の重要性の観点から、以下の橋梁については、最優先で点検を推進

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- 跨線橋
- 緊急輸送道路を構成する橋梁

# 平成28年度点検速報（橋梁）

○平成28年度については、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は1105橋（18.5%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は3407橋（57.1%）

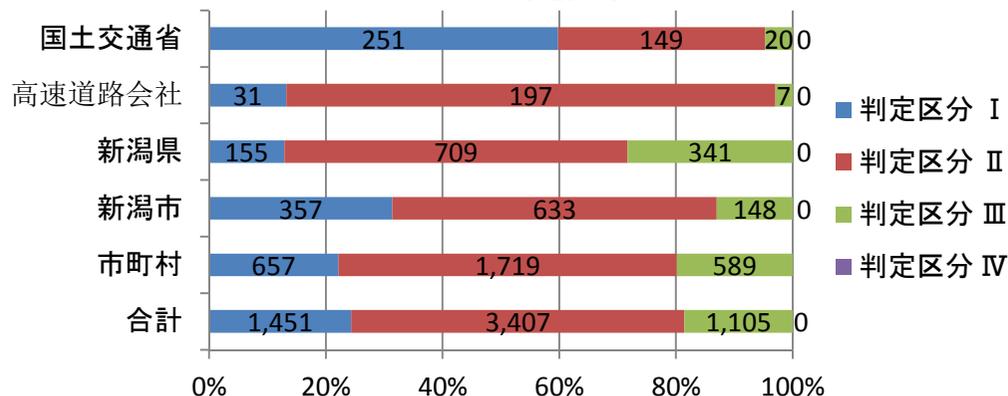
平成28年度 管理者別点検結果（橋梁）

	橋梁数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,658	420	251	149	20	0
高速道路会社	1,087	235	31	197	7	0
新潟県	3,951	1,205	155	709	341	0
新潟市	3,970	1,138	357	633	148	0
市町村	12,576	2,965	657	1,719	589	0
合計	23,242	5,963	1,451 24.3%	3,407 57.1%	1,105 18.5%	0 0.0%

※平成29年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

橋梁の判定区分



橋梁点検結果の概要

○国の管理施設は、判定区分Ⅰが約6割、判定区分Ⅱが約3割であり、比較的健全度が高い傾向にある。  
 ○高速道路会社は判定区分Ⅱが約8割であり、予防措置段階の橋梁が多い。  
 ○新潟県・新潟市ならびに市町村は、判定区分Ⅱが約6割であり、予防措置段階の橋梁が多く、早期措置判定区分Ⅲは1割～3割と国や高速道路会社に比較すると多い状況。

# 平成28年度点検速報（トンネル）

資料4

○平成28年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は68本（73.9%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は23本（25.0%）

## 平成28年度 管理者別点検速報（トンネル）

	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	47	16	0	10	6	0
高速道路会社	88	6	0	4	2	0
新潟県	208	64	1	6	57	0
新潟市	14	3	0	2	1	0
市町村	52	3	0	1	2	0
合計	409	92	1	23	68	0
			1.1%	25.0%	73.9%	0.0%

※平成29年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

# 平成28年度点検速報（道路附属物等）

資料4

○平成28年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は1基（0.3%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は140基（41.5%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は147基（43.7%）

## 平成28年度 管理者別点検速報（道路附属物等）

	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	437	98	20	50	27	1
高速道路会社	380	94	23	67	4	0
新潟県	458	124	3	18	103	0
新潟市	100	0	0	0	0	0
市町村	76	21	3	12	6	0
合計	1,451	337	49 14.5%	147 43.7%	140 41.5%	1 0.3%

※平成29年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

判定区分Ⅳの施設は、緊急措置を実施。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋梁

該当なし

○トンネル他、点検対象施設

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	現在の措置状況
国土交通省 高田河川 国道事務所	タフセオウダンホドウキョウ 田伏横断歩道橋	国道8号	1970年	主桁の亀裂	平成28年12月7日撤去

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態